５）施工体制評価
ａ　品質確保の実効性　工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。
ｂ　施工体制確保の確実性　工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

⑶　総合評価の方法及び落札者の決定方法
１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
２）標準点　１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を実現できると認められる技術提案については、100点の標準点を与える。
３）加算点及び施工体制評価点
・技術向上提案書及び通常技術提案書の評価項目について、技術向上提案書の満点を30点、通常技術提案書の満点を30点として、評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。
・４⑵２）については、評価基準を満たしている場合に加算点１点を与える。
・４⑵３）については、評価基準を満たしている場合に加算点２点を与える。
・４⑵４）については、評価基準を満たしている場合に加算点５点を与える。
・４⑵５）ａ及びｂについて、それぞれ総合的に優（15点）、良（５点）、可（０点）として、施工体制評価点を与える。
４）上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
５）評価値・基準評価値について　評価値は、基準評価値を下回らないこと。
なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とする。
基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：億円）
６）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑷　技術提案に基づく施工　実際の施工に際しては、事前に提出した通常技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとし、技術向上提案については、契約締結後、発注者が通知した内容に基づき、同等以上の施工を行うものとする。

５　入札手続等
⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係長　電話087―851―8061（内線2526）
⑵　入札説明書の交付期間及び方法　令和８年９月18日から令和９年２月４日まで、電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。
電子入札システムのアドレスは次のとおりである。
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑶　申請書の提出期間、提出先及び提出方法
一次審査に係る申請書は、令和８年９月24日から令和８年10月26日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に原則として電子入札システムにより提出すること。
⑷　一次審査の結果及び技術向上提案書の採否の通知　２に掲げる参加希望者に要求される競争参加資格及び３に掲げる一次審査に関する基準に係る確認は、一次審査に係る申請書の提出期限の日をもって行うものとする。
一次審査の結果及び技術向上提案書の採否の通知を令和８年11月19日までに通知する。
なお、競争参加資格については、二次審査時に提出される技術資料（通常技術提案書を除く）により資格要件を満たすことが確認されることを停止条件として通知する。
⑸　技術資料の提出期間、提出先及び提出方法
一次審査通過者は、技術資料を上記⑷の通知の翌日から令和８年12月23日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に原則として電子入札システムにより提出すること。
⑹　二次審査の結果及び通常技術提案書の採否の通知　通常技術提案書に係る確認は、上記⑸により通常技術提案書を提出した者について、４⑴の基準において審査し、４⑵１）に係る技術提案評価を行い、その採否を令和９年１月21日までに通知する。
また、通常技術提案書の内容が適正であると認められない者に対しては、入札の無効を令和９年１月21日までに通知する。
ただし、一次審査の審査評価点の合計が上位10者以外の競争参加者及び技術資料（通常技術提案書を除く）の確認の結果、競争参加資格を満たすことが確認できない、あるいは審査評価点の合計が一次審査時の審査評価点の上位10者目の評価点を下回ることとなった者による技術提案については評価を行わず採否の通知も行わない。
なお、技術資料（通常技術提案書を除く）の確認による競争参加資格の有無にかかる通知については、通常技術提案書の採否の通知とあわせて行う。
技術資料（通常技術提案書を除く）の確認の結果、一次審査時の審査評価点の上位10者目の評価点を下回ることとなった者については、競争参加を認めず、入札を無効とする。
⑺　入札及び開札の日時及び提出先並びに入札書の提出方法　入札書は、令和９年２月４日午後２時までに、原則として電子入札システムにより提出すること。
開札は、以下の日程で四国地方整備局入札室にて行う。令和９年２月９日午前10時
⑻　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出先及び提出方法　令和８年11月20日から令和９年２月４日午後５時まで（利付国債の提供の場合は令和９年１月21日午後５時まで）〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係　電話087―851―8061（内線2526）持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

６　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
１）入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
２）契約保証金　納付（保管金の取扱店日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。
⑶　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札、通常技術提案書の内容が適正であると認められない者のした入札、一次審査において審査評価点の合計が上位10者以外（二次審査時の確認において一次審査時の審査評価点の上位10者目の評価点を下回ることとなった者を含む）の競争参加者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による（契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式。）。